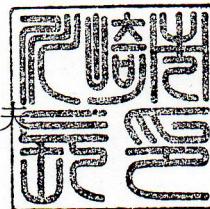




20川環調第128号
平成20年10月9日

川崎市環境審議会
会長 進士五十八様

川崎市長 阿部 孝太



川崎市環境基本計画の改定について（諮問）

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）第9条第3項の規定に基づき、川崎市環境基本計画の改定について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市では、1994年2月、川崎市環境基本条例の規定に基づき、環境行政の基本指針として「川崎市環境基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、計画に掲げている望ましい環境像「人と環境が共生する都市・かわさき」の実現に向けて、総合的かつ計画的な環境行政を推進するとともに、市民、事業者とともに、各種施策を積極的に推進してまいりました。

この間、2002年10月には、新たな化学物質問題の出現や地球温暖化の防止、循環型社会の形成等に向けた新たな枠組みの整備等に対応するため、部分的な改訂を行いました。

計画に基づき施策を推進した結果、計画の目標年度である2010年度を前に、PRTR法（化管法）対象化学物質の大幅な削減や浮遊粒子状物質の全測定期における環境基準の達成など、顕著な成果をあげることができた分野がある一方で、地球温暖化対策については、人類喫緊の課題として取組の強化が求められており、緑の保全・創出や二酸化窒素対策等についても引き続き取り組むべき課題であり、今後も環境行政を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

そのため、地球温暖化対策をめぐる国内外の動向や市内的人口増加など、環境を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、計画の全面改定を行いたいと考えております。

つきましては、計画の改定に当たりまして、貴審議会の専門的かつ幅広い見地から御意見を伺います。

（環境局総務部環境調整課担当）

電話 044-200-2386